



埼玉県報

第557号
令和6年(2024年)
10月11日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 令和6年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 住宅地造成工事完了（都市計画課）
- 和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の事業計画変更（第7回）の認可（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 県立学校教職員勤務管理システム機器賃貸借及び保守業務委託に関する落札者等の公示（県立学校人事課）
- 令和6年度埼玉県立特別支援学校21校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（ICT教育推進課）
- マイナンバーカード運用管理端末装置等の賃貸借に関する落札者等の決定の公示（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の決定の公示（会計課）
- 埼玉県警察テレワークシステム用機器等の賃貸借に関する落札者等の決定の公示（会計課）
- 埼玉県警察ファイルサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の決定の公示（会計課）
- 埼玉県警察改ざん防止システムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の決定の公示（会計課）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鎌塚鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道川越日高線の区域の変更（川越県土整備事務所）

- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県川越建築安全センター所長告示第8号中訂正（川越建築安全センター）
- 埼玉県告示第456号中訂正（会計課）
- 埼玉県告示第457号中訂正（会計課）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

埼玉県告示第千百三十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第五回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>) に
おいて受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和六年十月十五日（火）から令和六年十月三十日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和六年十一月十日（日）から同月十一日（月）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和六年十一月十六日（土）から同月十七日（日）までの間の一日

- 七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）
- イ 埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七
陸上自衛隊大宮駐屯地
- ロ 埼玉県熊谷市拾六間八三九
陸上自衛隊熊谷基地
- 八 採用予定時期
令和七年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日
- 九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称
- イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階
自衛隊埼玉地方協力本部
（電話〇四八―八三一―六〇四三）
（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）
（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）
- ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
（電話〇四八―六五一―二四二〇）
- ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
（電話〇四―二九二三―四六九一）
- ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
（電話〇四八―四六六―四四三五）
- ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
（電話〇四八―五二二―四八五五）
- ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所
（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

令和六年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第七条第一項の規定により、次の住宅地造成事業に関する工事が完了したので公告する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 認可番号

令和六年七月三十一日指令都計第四四―〇〇四四九号

二 検査済証番号

令和六年十月四日都計第六六六号

三 施行地区又は工区に含まれる地域の名称

埼玉県飯能市永田台三丁目五百六十二番一 外

（西武飯能・日高分譲地 第二十七―一工区）

四 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

株式会社西武リアルティソリューションズ

代表取締役 齊藤 朝秀

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目、南二丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目十六番六十七号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更認可の年月日

令和六年十月十一日

告示

埼玉県告示第千百三十五号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五街区二画地（八潮市大字大曾根百六十一番一外）

(2) 地積

四百七十・七一平方メートル

(3) 予定価格

六千二百十三万三千七百二十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六街区四画地（八潮市大字大曾根百八十九番六外）

(2) 地積

六百六十一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

八千四百六十九万七千六百円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十九街区八画地（八潮市大字大曾根六百三十二番一外）

(2) 地積

九百七十一・四一平方メートル

(3) 予定価格

一億千七百五十四万六千六百円

ニ 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十街区四画地（八潮市大字大曾根六百五十八番一外）

(2) 地積

八百四十四・三三平方メートル

(3) 予定価格

一億七百二十二万九千九百十円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和六年十月二十四日（木）から同月三十日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(2) 郵送受付

令和六年十月二十四日（木）から同月三十日（水）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和六年十一月十三日（水）から同月十五日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2) 郵送受付

令和六年十一月十三日（水）から同月十五日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

(1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

令和六年十一月十八日（月）午前十時

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- イ 入札者の押印のない入札書によるもの
- ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの
- ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
- 七 落札者の決定方法
落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。
- 八 その他
- イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。
なお、郵送を希望する者は、同事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に請求すること。
- ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。
- ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
県立学校教職員勤務管理システム機器賃貸借及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課働き方改革・組織マネジメント担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
96,548,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年7月26日

告 示

埼玉県告示第千百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和6年度埼玉県立特別支援学校21校コンピュータ教室用機器等賃貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 川端 電話048-830-6640（直通） 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年11月14日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年11月13日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年11月13日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和6年11月14日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年11月1日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年10月18日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直

通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 6th year Saitama Prefectural school equipment related to computer rooms for 21 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. November 14, 2024, By registered mail; 5:00 p.m. November 13, 2024, In person; 5:00 p.m. November 13, 2024.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6640.

告 示

埼玉県告示第千百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

マイナンバーカード運用管理端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

357,376,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年6月25日

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

489,086,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年6月25日

告 示

埼玉県告示第千百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察テレワークシステム用機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

205,299,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年6月25日

告 示

埼玉県告示第千百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察ファイルサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

299,958,780円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年6月25日

告 示

埼玉県告示第千百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察改ざん防止システムサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

139,818,096円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年6月28日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	鴻 巣 市 郷 地 字 長 樋 下 一 七 六 三 番 二 地 先 か ら 同 市 郷 地 字 長 樋 下 一 七 五 七 番 一 地	区 間
一 二 ・ 六 四 〜 一 五 ・ 六 一	一 〇 ・ 九 三 〜 一 四 ・ 六 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
九 四 ・ 六 八		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市鴻巣字中三谷四七六番一地先か ら同市鴻巣字中三谷四七七番三地先ま	区 間
一一・六九〇二二・八六	八・〇二〇九・八二	敷地の幅員 (メートル)
六二・五〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

一 道路の種類 県道

二 路線名 鎌塚鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で	鴻 巣 市 箕 田 字 平 右 エ 門 三 七 三 六 番 三 地 先 か ら 同 市 箕 田 字 平 右 エ 門 三 七 四 七 番	区 間
一 六 ・ 七 八 〜 二 一 ・ 六 一	一 六 ・ 七 八 〜 一 七 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
一 〇 九 ・ 四 〇		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>路 線 名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市上福岡四丁目八〇三一 番三 三 地 先 か ら 同 市 上 福 岡 四 丁 目 八 〇 三 〇 番 三 地 先 ま で (た だ し 、 関 係 図 面 に 表 示 す る 部 分 に 限 る 。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年十月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年二月十五日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延 長二五・〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から二週間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 さいたまふじみ野所沢線

ふじみ野市上福岡四丁目八〇三一番三地先

から同市上福岡四丁目八〇三〇番三地先
で

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年十月十二日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字笠幡字前大町一八六 番一地从り同市大字笠幡字東 前原六九番五三地从りまで</p>		区 間
<p>一一・二一 二二・八六</p>	<p>一一・二一 一一・八二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四九・三三</p>		延長 (メートル)
<p>市道〇〇七八号線の整備に伴う交差点改良工事による。</p>		備考

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十月十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年十月十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第四十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年十月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

日 時	場 所	議 題
令和六年 十月十五日（火） 午後七時	庁議室	1 衆議院議員総選挙について 2 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する裁決取消、 当選無効請求事件について 3 その他
令和六年 十月十七日（木） 午前十時	選挙管理委員会室	1 衆議院議員総選挙について 2 その他

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療生協さいたま生活協同組合 ふれあい生協病院	埼玉県川口市大字木曾呂千三百 二番地一
身体障害者 支援施設	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 皆光園	深谷市人見千九百九十八番地

告 示

埼玉県選管告示第五十号

令和六年四月十四日執行の坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する
審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和六年十月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

裁 決 書

審査申立人 坂戸市につさい花みず木五丁目5番地5
サウスウィンドT201号室
平瀬 敬久

審査申立人から令和6年6月24日付けでなされた令和6年4月14日執行の坂戸市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙の候補者であった審査申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和6年4月27日付けで坂戸市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

市委員会は、令和6年6月3日付けで本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、法第206条第2項の規定に基づき、同年6月24日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

審査申立人等の主張の要旨

第1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 誰を当選無効とするのかについて

市委員会の棄却理由には納得ができないため、無効票を含めた投票総数36,522票全数を数え直し並びに本件選挙の当選人である大山かよ子、よしかわあつき、中島ひろよし、かぶらぎゆきよ、波多野のりかず及び吉原まさひろ（以下「本

件当選人ら」という。)について、次の理由により当選無効を求める。

(1) 当選人大山かよ子について

大家地区在住の日本共産党公認の新人候補者であり、前回は同党の公認候補であった審査申立人と票を分け合う形になったが、1,701票を獲得した。同党は前回の4人から2人に候補者を減らしているが、それでもこの得票数は多過ぎると考える。

(2) 当選人よしかわあつきについて

国民民主党公認の新人候補者であり、選挙後、候補者本人が「900票程度を予想していた。」と言っていたが、1,561票を獲得している。

(3) 当選人中島ひろよしについて

勝呂地区(旧勝呂村)在住で、無所属の候補者であり、父親も元市議である。同地区では、数期、議員が誕生していなかったため、久々の勝呂地区からの選出議員である。坂戸市は、(全市でなく)地域の議員という考え方が根強いと感じている。中島候補本人が同じ勝呂地区から立候補したかぶらぎ候補に対し「これだけ票が行くのはおかしい。有権者は落選すると分かっている候補者には投票しない。」と支援者に言っているようである。間接的にその情報が審査申立人にも聞こえてくる。確かに中島候補、かぶらぎ候補への票の多くが勝呂地区から出ていると考えると、2人の票の合計数は多過ぎるように思う。

(4) 当選人かぶらぎゆきよについて

勝呂地区在住で、上記中島候補の見解によると947票の得票は多過ぎる。前回は524票、前々回も752票しか獲得しておらず、今回、同じ勝呂地区から2人立候補しているのに逆に票を伸ばし、かつ中間速報で見ると23時30分から23時35分までの5分間で347票も増やしているのは不自然と思われる。

(5) 当選人波多野のりかず及び吉原まさひろについて

どちらも無所属ではあるが、自由民主党の新人候補者であり、今回引退した加藤則夫議員からバトンタッチを受けたかたちである。前回加藤議員が916票の得票数だったのに対し、今回2人で2,123票を獲得しており、得票数が前任者から倍以上となっているのは不自然である。また、2人の候補者は、他の新人候補者と異なり、選挙前も選挙に向けて宣伝等の活動をしているとの情報が全く聞こえてこなかった。

2 本件申立ての理由について

- (1) 市委員会は、本件選挙の投票総数に占める無効票の割合は前回選挙を除く、平成28年及び平成24年の選挙と比較すると変わらないとしているが本件選挙は、過去3回の選挙と比較し、投票総数に占める無効票の割合は最も高く、かつ、無効票が1,042票もあるため、その中には審査申立人の票が紛れている可能性がある。また、最下位当選者の票数とは4票差と僅差であることから、票の全数の数え直しをお願いしたい。
- (2) 無効票の割合に問題を提起し、票の数え直しを求める審査申立人に対し、市委員会は、無効票が前回選挙より大幅に増えたのは、本件選挙では投票率が上がったためであり、無効票の割合としては同じであると虚偽の説明を行った。
- (3) 市委員会は、原決定において、「票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。」と述べており、市委員会は、票の混同等が発生する可能性がゼロでないことは認めている。
- (4) 選挙立会人は自分の候補者が当選するかどうか、自分の候補者の票であるかを最優先で見えており、他の候補者について細かくチェックする余裕はないため、審査申立人の得票の混在に関して、選挙長及び選挙立会人が全票をチェックしたとは言えないと考える。
- (5) 選挙期間中に「溝端公園存続」等の施策を掲げた有権者からの反響が大きく、選挙後に100人を超える有権者から「投票したのに」との連絡があったにもかかわらず、市委員会が、連絡があった人数が100人では、得票数に近くないことを理由に、当該主張には根拠も理由もないとすることには無理がある。
- (6) 市委員会は、開票所職員2人に対する証人尋問で得られた、得票順位が逆転する可能性がない旨の証言を原決定の判断材料としているが、当該職員は全ての票に目を通していないと思われることから、その証言を判断材料にすることは、判断を間違える危険性がある。
- (7) また、当該2人の職員は議会で審査申立人と利害関係が生じる立場にあり、人選として不適格である。
- (8) 選挙後直ぐに2人の現職議員から、なぜか「数え直してもらった方がいいよ。」との助言を受けたが、何もおかしい点がない場合、そういった助言は行わないと

考えられる。

- (9) 令和5年4月23日執行の小山市議会議員一般選挙では、異議申出人からの口頭意見陳述も開票所職員への証人尋問もなく、直ぐに対象者立会いの下、票の数え直しを行っている。同様の対応が全国の自治体選挙管理委員会でも見られる。本件申立てにおいても、僅差である以上、票の数え直しを行うのが妥当と考える。
- (10) 市委員会の原決定までの以下の対応は、市委員会への市民の不信をも招くものであり、そういった不信感を払拭するためにも、票の全数数え直しをお願いしたい。
- a 審査申立人が市委員会に異議申出書を提出した令和6年4月27日に、それまで坂戸市ホームページに掲載されていた過去3回の市議会議員一般選挙の開票中間速報データ(PDF)が削除された。
 - b 上記ホームページからの削除に関し、市委員会からの回答と当該ホームページを統括して管理している坂戸市広報広聴課からの回答とが違っており、市委員会がまた虚偽の説明を行っていないか懸念される。
 - c 市委員会は、本件異議申出に関する全ての会議を非公開としたが、会議は公開すべきであり、市民が納得するかたちで異議申出の棄却決定をするためには公開の会議で決定する必要がある。しかも、会議の非公開の決定は市委員会の委員で議論したわけではなく、職員が決定内容(非公開の結論)もその文章も全て決めて、委員に了承を得るという手続では請願者を始めとする市民の理解を得られず、進め方として問題があると考ええる。
また、市委員会は、補佐人の個人情報情報を非公開の主な理由としているが、補佐人の個人情報を確認した後に傍聴者を入室させるといった対応を一切せず、全ての会議を非公開とするのは、市委員会の対応として不適切であったと考える。
 - d 他の自治体の選挙では、不正の未然防止のため開票所に入入りする職員等は全員の身体検査を行っていることを知り、それについて市委員会に問い合わせしたところ、「そこまでするわけないでしょう。」との回答だった。本来の在り方としては身体検査すべきであり、端から考えていない、それが当然だというような回答は選挙管理委員会としての姿勢が問われていると思う。

- e 選挙前に市委員会が支給したたすき以外も使用できるか市委員会に問い合わせたところ、「当然、選管が支給したたすきしか使えない。」という虚偽の説明を受けたが、このような虚偽の説明は候補者の不信感を招くものである。

第2 市委員会の主張

市委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙を除く過去3回の投票率（投票総数）及び無効投票の票数（投票総数に占める割合）を見ると、前回選挙のみがともに低い数字となっている。このことから、本件選挙のような平時に執行された選挙と前回選挙のような新型コロナウイルス感染症蔓延による特殊な状況下で執行された選挙とを単純に比較することは困難。

一方、審査申立人は、口頭意見陳述において、無効投票の票数が前回選挙から本件選挙にかけて約61%増加し、投票率の伸びと比較すると3倍近い伸びである旨の陳述をしているが、これは投票率の比較と同様に投票総数に占める無効投票の票数の割合を比較したのではなく、無効投票の票数を直接比較したものである。投票総数に占める無効投票の割合が前回選挙は2.16%、本件選挙は2.85%であり、前回選挙から本件選挙にかけて0.69ポイントの増加となっている。

そして、市委員会から審査申立人に対して、本件選挙の無効投票の票数が多くなった要因について質問をしているが、無効投票を確認しないとわからない旨の回答があった。これにより、明確な根拠に基づき無効投票の票数が多いことを主張しているわけではなく、あくまで前回選挙と本件選挙の無効投票の票数の比較のみによるものであることが伺える。

以上のことから、本件選挙と前回選挙を除く過去2回の坂戸市議会議員一般選挙を比較しても、本件選挙における無効投票の票数が特段多いものとは認められない。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。

- 2 本件選挙期間中も有権者から大きな反響があり、また本件選挙後も多くの選挙人から「投票したのに」等の電話や連絡があり、肌感覚的には848票の得票数では少な過ぎるとの審査申立人の主張には客観的で明確な根拠があるわけではなく、あくまで審査申立人の主観に過ぎない。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。

- 3 関係人の証言によると、開票事務全体を通して問題等はなく、開票にかかった時間もこれまでの選挙と比較し大きな差はなくスムーズに進んだと証言している。また、問題票の判定に当たっては、その都度、選挙長及び選挙立会人10人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じた判定は

なかったとのことである。

市委員会から関係人に対し、審査申立人と最下位当選人の得票差が4票であることから、仮に再点検を行えば順位が逆転する可能性があるかについて尋問した。その結果、多くの従事者、選挙長及び選挙立会人10人が1票ずつ確認していること、本件選挙では、審査申立人及び最下位当選人の氏名が他の21人の候補者と類似していないことから、逆転の可能性はないと証言している。

- 4 開票事務従事者による開票事務及び選挙立会人による開票事務の立会いは、最終点検者として適正に行われたものであり、当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りは存在していない。また、多くの開票事務従事者、選挙長及び選挙立会人10人が投票用紙を1票ずつ確認しており、審査申立人と最下位当選人はもとより、その他の21人の候補者の氏名に類似点は認められないため、票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。加えて、問題票の判定に当たっては、開票事務取扱要領に基づき、選挙立会人の意見を聴いて、選挙長の決定を求めるとされているが、本件選挙においては、その都度、選挙長及び選挙立会人10人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じた判定はなかった。

以上のことから、投票用紙の再点検を行ったとしても当選の結果に異動が生じる可能性はないため、再点検の必要はないと判断する。

争 点

本件申立ては、本件選挙の選挙会において、各候補者の有効得票数の算定の決定が適法に行われたか否かを争うものであり、本件選挙における無効投票も含めた投票総数36,522票について、その全投票を数え直す必要があるか否かが争点である。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、審査申立人から法第216条第2項において準用する同法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年9月30日に口頭意見陳述の機会を付与した。

本件当選人らに対しては、法第216条第2項において準用する同法第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求め、さらに、当委員会においては選挙立会人3人及び開票事務従事者3人に対して職権による証人尋問を行うなど、慎重に審理した。

なお、審査申立人からは反論書が提出された。

第1 本件申立てに対する市委員会の弁明

審査申立人の主張はいずれも明確な根拠に基づくものではなく理由がないことは明らかであるから、本件申立ては、直ちに棄却されるべきである。

その理由は、以下のとおりである。

1 本件申立てで誰を当選無効とするのかについて

第1 審査申立人の主張1（1）から（5）までの各候補者に関する審査申立人の主張は、審査申立人の主観又は伝聞等によるものであって、その根拠は不明である。

また、審査申立人は、かぶらぎゆきよ候補について、中間速報（23時30分）から開票結果（23時35分）までの5分間で347票も増やしているのは不自然と主張するが、中間速報にあっては、開票状況により様々な各候補者の得票数の推移があり得るものであるところ、中間速報から開票結果までの5分間において、347票以上の得票数の増加となった候補者は複数人おり、かぶらぎゆきよ候補のみ当該得票数の増加をもって不自然とする審査申立人の主張には理由がない。

2 本件申立ての理由について

（1）理由（1）について

審査申立人は、原決定において、市委員会が「前回2020年4月の選挙はコロナ禍での選挙であり、2016年、2012年の選挙と比較すると無効投票の割合は変わらない」とし、そのことも原決定を棄却する判断材料となっていると主張する。

しかし、原決定書において、本件選挙と過去の選挙を比較し、無効投票の割合が変わらないとした記述は存在せず、「本件選挙における無効投票の票数が特段多いものとは認められない」と述べたに留まる。

また、「今回の選挙は過去3回と比較し、無効投票の割合はトップであり」は認める。ただし、令和2年の新型コロナウイルス感染症蔓延時に執行された前回選挙を除く過去2回の選挙と本件選挙は、投票総数に占める無効投票の割合がいずれも2%台後半であるため、本件選挙の無効投票の割合が一番高いことをもって本件選挙における無効投票が多過ぎるとする審査申立人の主張は論理が飛躍している。

(2) 理由 (2) について

市委員会が「無効投票の割合としては同じです。」と虚偽の説明を行ったとの審査申立人の主張は否認する。原決定のとおり、本件選挙と前回選挙の投票総数に占める無効投票の割合は同じではなく、同じ2%台後半であることに留まる。選挙結果に関するデータを保有し、すぐに参照できる市委員会において、本件選挙の候補者からからの問い合わせに対してあえて誤った内容を伝えることは考えられず、市委員会の説明を聴いた審査申立人の誤解によることが考えられるため、虚偽の説明を行った事実はない。

(3) 理由 (3) について

審査申立人は、市委員会が原決定において述べた、「票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。」との部分を引用し、市委員会は、票の混同等が発生する可能性がゼロでないことは認めていると主張する。しかし、当該部分は、投票用紙を投票用紙分類機で分類後に複数回にわたり開票事務従事者が1票ずつ確認をしていること、選挙長及び選挙立会人10人が投票用紙を1票ずつ確認していること及び審査申立人と他の候補者の氏名に類似点がないことから導かれる状況の説明であって、市委員会として「可能性がゼロでないこと」を認めたとは述べていない。また、当該箇所は、市委員会の判断材料の一つでしかなく、他に、「当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りは存在していないことや問題票の判定に当たっては、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じなかった」ことを含め、総合的に判断している。このため、原決定で述べていることには続きがあり、市委員会の判断としては、投票用紙の再点検を行ったとしても当選の結果に異動が生じる可能性はないとしている。

(4) 理由 (4) について

審査申立人は、選挙立会人は自分の候補者が当選するかどうか、自分の候補者の票であるかを最優先で見しており、他の候補者について細かくチェックする余裕はないため、審査申立人の氏名が記載された投票用紙の混在に関して、選挙長及び選挙立会人が全票をチェックしたとは言えないと主張する。

しかし、原決定のとおり、選挙立会人からは、市委員会からの開票作業前の説明時に事務従事者の点検や計数を終えて束ねられた投票用紙を、最終点検者として1票ずつ点検するとともに、束ごとに付された点検小票に確認印の押印を求めることについて了解を得ていた。

また、実際の開票作業時には、選挙立会人は、まず有効投票と判定された投票用紙の束について、1票ずつ確認した上で束ごとに付された点検小票に確認印を押印し、無効投票と判定された投票用紙について、問題票審査係から無効事由ごとに実

際の投票用紙を示されながら説明を受け、その判定について了解した上で、束ごとに付された点検小票に確認印を押印している。

この点については、証人尋問において、開票事務全体に関わる庶務系の従事者と、問題票審査系の従事者の2人から事務処理の誤り等がなかったことを聴き取っている。

加えて、選挙立会人は、候補者の利益代表及び選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としている。市委員会では、事前にこうした選挙立会人の職務や留意点等を記載した選挙立会人必携を送付しているが、同必携には、選挙人全体の代表として職務に専念し、開票事務の公正確保に努めるという選挙立会人の性格が記載されており、それに基づき選挙立会人は適正に職務を行っていた。

(5) 理由(5)について

審査申立人は、本件選挙後に「投票したのに」との連絡があった選挙人の数が審査申立人の得票数の848票に近くないことを理由に、市委員会が審査申立人の主張には根拠も理由もないとすることは無理があると主張する。

そして、審査申立人は、848票の得票数に対しては少な過ぎるとの理由について、異議申出書の中で、「選挙期間中も有権者から大きな反響があり、また選挙後も多くの有権者から『投票したのに』等の電話や連絡があり、肌感覚的に少ない。」と述べている。

これを踏まえ、市委員会が口頭意見陳述において、審査申立人に対し具体的に反響のあった人数を質問しているが、「ざっくり100は超えている」との回答であった。市委員会としても、各候補者に対して得票数と同じ程度の人数から反響があるものではないことは承知している。

しかし、848票の得票数に対しては少な過ぎると主張した理由が「ざっくり100は超えている程度の人数」であったため、原決定のとおり、客観的で明確な根拠があるわけではなく、あくまで審査申立人の主観による主張に過ぎないと判断したものである。

これらのことから、審査申立人の主張には理由がないものと認めると判断しており、市委員会の判断には論理的妥当性がある。

(6) 理由(6)について

審査申立人は、市委員会が開票事務に従事した2人の職員に、得票順位が逆転する可能性について証人尋問し、その証言を判断材料にすることは、判断を間違える危険性があると主張する。しかし、審査申立人の主張はいずれも「考えます。」と、審

査申立人の主観により述べられており、そう考える具体的な根拠が示されていない。

市委員会としては、証人尋問を行った2人の開票事務従事者について、開票事務全体に関わる庶務係と、審査申立人が多過ぎると主張する無効投票に関わる問題票審査係から、それぞれ当該係の職務を長年に渡り経験し熟知している職員を適格者として人選している。審査申立人の求める再点検の必要性について判断する際に、当該2人の職員に、実際に開票事務に携わった従事者の立場から得票順位が逆転する可能性があるかどうかについて証言を求めることは有益であり、また、市委員会はそのことのみを以って判断しているわけではなく、あくまで判断材料の一つとしている。よって、市委員会は適切に判断をしている。

なお、審査申立人が主張する「開票作業でおかしな点があったかどうか」を趣旨とした内容についても当該2人の職員に尋問しており、そのような点はなかった旨の証言を得ている。

(7) 理由(7)について

審査申立人は、市委員会が証人尋問を行った2人の開票事務従事者は、議会では審査申立人とは利害関係が発生する立場にあり、証人尋問するための人選としては不適格と思われるなどと主張する。

しかし、証人の人選については、上記(6)で述べたとおりであり、市委員会としては適格者として当該2人の開票事務従事者を人選しているため、市委員会に有利な証言を期待して人選した事実はない。

また、市委員会として異議申出内容に対して正しい判断をするためには、開票事務従事経験が長く職務内容をより熟知した職員を証人として人選する必要がある、管理職の職員が各係の重要な立場で従事していることは自然なことである。したがって、審査申立人が主張する議会で利害関係があったとする職員が人選されたのは、当該証人尋問の人選と関連はない。そして、証人尋問の際、当該2人の開票事務従事者は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことをそれぞれ宣誓した上で事実に基づき証言をしている。

(8) 理由(8)について

審査申立人は、本件選挙後直ぐに2人の現職議員から、なぜか「教え直してもらった方がいいよ。」との助言を受けたこと、何もおかしな点がない場合、そういった助言は行わないと考えられると主張する。

しかし、このことは、当選の効力に影響を及ぼすものではなく、市委員会として弁明を要しない。また、この主張の内容は、審査申立人の主観であり、かつ、審査申立人自身が聞いたことであるから、その根拠は不明である。

(9) 理由 (9) について

審査申立人は、他の選挙管理委員会の事例を挙げ、最下位当選人と次点の候補者の得票差が僅差である以上、票の数え直しを行うのが妥当と考える主張する。

しかし、市委員会は、原決定のとおり、再点検の必要性について、当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りがあったか、本件選挙の候補者の氏名に類似点が認められない中で票の混同等が起こり得るか、問題票の判定方法に問題があったか等の事情を検討し、開票事務が適正に行われていたため、再点検の必要性はないと判断している。僅差であるか否かにかかわらず、開票事務が適正に行われていなかったのであれば再点検の必要性が生じ得るのであって、得票差の多寡のみにより当該判断が左右されるものではない。

(10) 理由 (10) について

審査申立人は、市委員会の原決定までの対応は、市委員会への市民の不信をも招くものであるとし、そういった不信感を払拭するため、埼玉県選挙管理委員会に対して票の再点検を求めている。

しかし、本件申立ての趣旨としては原決定を取り消し、票の再点検を行い、本件当選人らの当選無効を求めるものである。

よって、不信感を払拭するため票の再点検を求める理由 (10) の審査申立人の主張は、本件申立ての趣旨等とは異なる論理展開に基づいた本件申立ての争点とは関係のないものであるため、本来であれば市委員会として弁明を要しないが、以下はあくまで予備的に指摘するものである。

a について

審査申立人は、市委員会に本件異議申出書を提出した令和6年4月27日に、それまで坂戸市ホームページに掲載されていた過去3回の市議会議員一般選挙の開票中間速報データ (PDF) が削除されたと主張する。

しかし、同ホームページには、そもそも過去3回ではなく、本件選挙のみの開票中間速報データが掲載されていた。また、本件選挙期日の掲載開始の時点で、あらかじめ、同年4月26日を掲載終了日として設定しており、審査申立人が同ホームページを確認した同月27日の時点において閲覧ができなかったに過ぎない。

なお、同月26日以降においても、坂戸市役所本庁舎に開票結果が記載された用紙が設置されており、来庁者の誰もが入手できる状況であった。

b について

審査申立人は、上記ホームページからの削除に関し、市委員会からの回答と当該ホームページを統括して管理している坂戸市広報広聴課からの回答との違いを指摘

し、市委員会がまた虚偽の説明を行っていないか懸念されると主張する。しかし、市委員会の職員が、坂戸市広報広聴課の職員の見解と異なる回答をした理由は、審査申立人に説明した市委員会職員が、上記 a のとおり令和 6 年 4 月 26 日が掲載終了日として設定されていることを把握していなかったことによるものである。

c について

審査申立人は、本件異議申出を棄却とするためには公開の会議で決定する必要があると主張する。しかし、市委員会が会議を非公開としたのは、坂戸市市民参加条例第 12 条第 5 項に基づき、坂戸市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 5 号の規定に該当する情報を含む事項を審議することを理由とするものである。第 1 号は、個人情報保護に関するものであり、第 5 号は、会議を公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等の情報の保護に関するものである。当該会議は、その審議内容がこれら条例の規定に該当するものとして非公開の決定がされたものである。

また、審査申立人は、会議の非公開の決定は市委員会の委員で議論したわけではなく、職員が決定内容（非公開の結論）もその文章も全て決めて、委員に了承を得るという手続では請願者を始めとする市民の理解を得られず、進め方として問題があると主張する。

しかし、会議の非公開の決定は、全て会議の中で市委員会の委員に諮った上で決定している。市委員会の職員は、会議開催に当たって、議案等の書面の準備、会議の司会等の補助をすることが職務であり、職員が非公開の決定を行っている事実はないため、市委員会の進め方に問題はない。

さらに、審査申立人は、補佐人の個人情報を会議の非公開の主な理由としているが、補佐人の個人情報を確認した後に傍聴者を入室させるといった対応を一切せず、全ての会議を非公開とするのは、市委員会の対応として不適切であったと主張する。

しかし、市委員会が会議を非公開とした理由は、前述のとおり坂戸市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 5 号の 2 つであり、個人情報保護を主な理由とはしていない。

また、市委員会は、これらの条例の規定に基づき、総合的に判断して非公開の決定をしており、市委員会の対応として不適切なものではない。

d について

審査申立人は、他の自治体の選挙では、不正の未然防止のため開票所に入入りする職員等は全員の身体検査を行っていることを知り、それについて市委員会に問い合わせたところ、「そこまではするわけないでしょう。」との回答を得たと主張する。

しかし、そのように回答した事実は確認できず、また、「本来の在り方としては身

体検査すべきであり、端から考えていない、それが当然だというような回答は選挙管理委員会としての姿勢が問われていると思う。」との審査申立人の主張は、審査申立人の主観に基づいたものである。

e について

審査申立人は、本件選挙前に市委員会が支給したたすき以外も使用できるか市委員会に問い合わせたところ、「当然、選管が支給したたすきしか使えない。」という虚偽の説明を受けたと主張する。

しかし、審査申立人から受けた問い合わせの内容は、市委員会が支給したたすき以外のたすきが使用できるかどうかであり、それに対して、使える旨の回答をしているため、審査申立人が主張するような回答をした事実はない。

よって、市委員会が虚偽の説明をした事実は存在せず、審査申立人の主張は、市委員会の回答を誤解したものによることが考えられる。

第2 市委員会の弁明に対する審査申立人の反論等

市委員会の弁明に対し、審査申立人から反論書が提出された。さらに、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年9月30日に当委員会は、審査申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与した。

1 審査申立人から提出された反論書の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 本件申立ての趣旨は、審査申立人が4票差の次点であったため、票の数え直しをお願いしたいというものである。選挙結果が僅差で当落が決まった場合、数え直しの申立ては全国の自治体で行われており、多くの場合、数え直しが行われている。それらの事例と同様に票の数え直しをお願いしたいというのが本件申立ての趣旨であり、それが全てである。市委員会の開票作業に間違いがなかったという見解も、数え直しで結果が変わらなければ、それを実証することになる。開票作業に全く問題はなく、正しく開票作業が行われたと市委員会が強く主張するのであれば、尚更数え直しをすることによって、それを明らかにすべきと考える。
- (2) 審査申立人と市委員会との間の様々な見解や解釈の相違についても、票の数え直しを行えば一目瞭然で、直ぐに結論が出ることである。
- (3) 本件申立てにおいて、本件当選人らを当選無効の対象としたが、この6人のうち誰かが不正を行っているとは全く考えていない。票の逆転があるとすれば、

最下位当選者の吉原まさひろ候補が対象になってくると思う。一方、審査申立人の獲得した票が間違っただけで吉原候補以外の候補者の得票に紛れている可能性もある。そのため、無効票を含めて全ての票の数え直しをお願いしたいというのが希望である。

(4) 選挙立会人がどのようなスタンスで票をチェックし点検小票に押印しているかは、開票事務全体に関わる庶務係従事者、問題票審査係従事者から聴取りするのではなく、選挙立会人10人からランダムに人選した選挙立会人本人に聴取りしなければ実態は分からないと思う。

(5) 開票事務に従事した庶務係、問題票審査係に「票数逆転の可能性」を市委員会が尋問すること自体ナンセンスであり、開票事務従事者には、「開票作業でおかしな点はなかったか」のみを尋問すべきであったと思う。特にその2人が審査申立人と議会における利害関係者である点から考えた場合、人選として不適格であり、他の開票事務従事者を尋問すべきであったと考える。

(6) 坂戸市ホームページに掲載されていた本件選挙の開票中間速報データが閲覧できなくなった問題は、パソコンやサーバーに詳しい知識を持つ専門家が坂戸市のサーバーを調べればわかると思う。

また、本件異議申出を審理するに当たり、会議を非公開とした理由と会議の非公開の決定は、全て会議の中で市委員会の委員に諮った上で決定しているとの市委員会の弁明は、事実と異なる部分がある。

不正の未然防止のため開票所に入出入りする職員等に対し全員の身体検査を行っているかどうか市委員会に問い合わせしたところ、「そこまではするわけないでしょう。」と間違いなく市委員会職員が発言をしており、弁明書において公務員が虚偽の記載を行うことは職務上も大いに問題がある。詳しい調査をお願いしたい。

市委員会が支給したたすき以外のたすきが使用できるかどうかの問合せに対し、「審査申立人が主張するような回答をした事実はない。」と市委員会は弁明するが、問合せの経緯を踏まえても誤解したということではなく、当該部分は確信的な虚偽記載と言える。この件についても埼玉県選挙管理委員会での調査をお願いしたい。

(7) ここまで記載したとおり、票の数え直しを行えば、現在の懸念点の多くが解決される。何卒全ての票を数え直すとの判断をお願いしたい。

2 審査申立人が行った口頭による意見の陳述の要約は次のとおりである。

(1) 令和6年6月24日に審査申立書を提出してからすでに3か月以上が経過しているため、一刻も早い票の数え直しを求める。他の自治体の選挙では、審査の申立てがなされた場合、弁明書や反論書の提出なしで票の開披点検を行っている事例もある。一刻も早く審査申立人が希望する立会い条件の下での票の数え直しを希望する。

市委員会は、開票作業に間違いがあるはずがない等の理由で異議の申出を棄却したが、人間が開票作業をしている以上、絶対間違いがないとは言えないと考える。

(2) 市委員会が行った証人尋問の人選の妥当性や市委員会が開票事務に従事した2人の職員に、票数逆転の可能性について証人尋問し、その証言を判断材料の1つにしている点などは、市委員会が原決定を行う上での中立性、公平性に欠けると考える。

(3) 埼玉県選挙管理委員会が票の数え直しを行うべきかどうかの判断材料として、他の都道府県や市町村の選挙管理委員会ではどのように対応しているかということが大きな判断材料になると思う。

僅差の得票数の場合、当選無効に関する争訟では、開披点検を行うのが通常に対応であるので、他の都道府県や市町村選挙管理委員会の事例も勘案の上、審査申立人が希望する立会条件の下で開披点検を実施するようお願いしたい。

(4) 本件選挙における無効票が1,042票というのは、他の自治体の選挙での投票総数に対する無効票と比べても、無効票の割合が非常に多いように思う。無効票の中には審査申立人の票が紛れている可能性がある。また、聞き間違えでなれば、本件選挙における白紙投票は600票以上あったとのことであり、これまで聞いていた無効票の内訳にずれがある。

これが審査申立人の聞き違いなのか、実際に白紙投票は何票あるのかも実際に数え直していただければ、一目瞭然である。

第3 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠物件及び弁明書、本件当選人らのうち4人の当選人から提出された意見書及び当委員会が職権で行った証人尋問による証言から、次の事実が認められる。

なお、証人尋問については、証言を行うことにつき同意を得られた選挙立会人3人及び開票事務従事者3人を対象として令和6年8月23日に当委員会が職権で行ったも

のである。

1 開票事務の手順等について

本件選挙における開票事務は選挙会と併せて行われ、令和6年4月14日午後9時から坂戸市民総合運動公園大体育室（坂戸市大字石井1550番地）において開始された。市委員会によると、各候補者の得票数については、開票事務取扱要領に基づき、有効投票の点検等が次のとおり行われ、確定された（証拠No.5、6、8、10、18、19、20、36、37）。

- (1) 投票箱から取り出された投票用紙は、開披点検係により、3台の開披点検台で、天地及び表裏が揃えられた。
- (2) 揃えられた票は、2台の読取分類機で候補者ごとの票と、白票及び読取不能票に分類された。読取分類機で候補者の氏名が明瞭に記載されていると判別された票は、確認担当が1票ずつ裏面も含めて点検し、候補者ごとに正確に分類されているかを点検した。
- (3) 白票は、問題票審査係に回付され、1票ずつ裏面も含めて点検された。
- (4) 読取不能票は、リジェクト票分類係において、有効投票と問題票に分類され、有効投票は確認担当へ回付され、問題票は問題票審査係により審査判定された。
- (5) 確認担当及び問題票審査係を経た票は、計数機担当が2台の計数機により投票用紙を2度数え、原則200票ごとに束ねた。
- (6) 束ねられた投票用紙は、集票・括束担当が候補者名及び200票束であることの確認を行い、点検小票を付した。その後、確認・括束係責任者は、点検小票及び票数が正当なものであるかを確認後、点検小票に押印した上で、開票集計システム①担当に回付した。開票集計システム①担当は、確認・括束係責任者から回付された票束に付された点検小票のバーコードで開票集計システムに読み込んだ。
- (7) 開票集計システムで読み込んだ票は、原則として、立会人補助係が選挙立会人に票束を回付した。選挙立会人10人は、1票ずつ確認した上で点検小票に押印し、さらに選挙長の確認を得て確定し、開票集計システム②担当により端末上で最終的な票数を集計した。

2 無効投票の審査及び判定等について

- (1) 読取分類機による投票用紙の分類、確認担当による点検作業等において、候補者の氏名が不明瞭、単に記号、符号を記載したもの等により問題があるとされた投票用紙は、全ての票を問題票として問題票審査係に回付した（証拠No.8、10、19、20）。
- (2) 問題票審査係は6人おり、必ず複数人で投票用紙の記載内容の審査を行い、立候補者以外の氏名が書いてあるもの、全く判読できないもの、白票等の明らかに無効なものを無効投票として判定した。それ以外の投票については、実例、判例等により一定の判断が可能とされる場合等は、無効事由ごとに、開票事務取扱要領に基づき、選挙立会人に意見を聴き、選挙長が有効投票か無効投票かの決定を行った。（証拠No.8、10、19）

3 選挙立会人による開票事務の立会い等について

- (1) 選挙立会人に対しては、選挙期日の20時30分から、開票所において市委員会から開票作業の流れ等を説明した。この際、開票事務従事者の点検や計数を終えて束ねられた投票用紙を、最終点検者として1票ずつ点検するとともに、束ごとに付された点検小票に確認印の押印を求めることについて了解を得た。（証拠No.2、8、10、20）
- (2) 21時からの開票作業において、選挙立会人は、まず有効投票と判定された投票用紙の束について、1票ずつ確認した上で束ごとに付された点検小票に確認印を押印した。なお、当委員会が選挙立会人に実施した証人尋問において、回付されてきた票束についての確認に当たり、選挙立会人が疑問に思った票についての質問を開票事務従事者に対して行っていたとの証言があり、選挙立会人により適切な票束の確認がなされていた。（証拠No.2、8、10、40）
- (3) 無効投票と判定された投票用紙について、問題票審査係から無効事由ごとに実際の投票用紙を示されながら説明を受け、その判定について了解した上で、束ごとに付された点検小票に確認印を押印した（証拠No.2、8、10、19）。

4 開票の結果について

本件選挙における選挙会は開票事務と併せて行われ、選挙長及び選挙立会人10人全員による選挙録の審査、署名を経て、23時35分に終了した。

本件選挙における選挙録によると、投票総数は36,523票、うち有効投票は35,481票、無効投票は1,042票であり、審査申立人の得票数は、848票、

本件当選人らの得票数は、大山かよ子1, 701票、よしかわあつき1, 561票、中島ひろよし1, 551票、かぶらぎゆきよ947票、波多野のりかず1, 271票、吉原まさひろ852票であった。

無効投票である1, 042票の内訳は、候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの93票、2人以上の候補者の氏名を記載したもの44票、候補者の氏名のほか、他事を記載したもの2票、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの3票、白紙投票696票、単に雑事を記載したもの135票、単に記号、符号を記載したもの69票であった。(証拠No.5)

第4 当委員会の判断

1 本件選挙における各候補者の有効得票数の算定について

上記第3の1から3までについては、当委員会が選挙立会人3人及び開票事務従事者3人を対象に実施した証人尋問による証言からその事実が裏付けられており、開票事務従事者による開票事務、選挙立会人による開票事務の立会い、選挙長による最終点検者としての決定は適正に行われ、当選の効力に影響を及ぼす開票事務の誤りはなかったことが認められる。

また、複数の開票事務従事者、選挙長及び選挙立会人10人が投票用紙を1票ずつ確認していることや、審査申立人の氏名が、最下位当選人はもとより、その他の21人の候補者の氏名と類似していないことから、票の混同等が起きる可能性はなかったものと認められる。

加えて、問題票の判定に当たっては、法第67条及び第79条の規定に基づき、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならないが、本件選挙においては、その都度、選挙長及び選挙立会人10人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見が食い違うなどの問題が生じなかったことも認められる。

これらの点についても、当委員会が実施した証人尋問による証言からその事実が裏付けられている。

さらに、選挙録その他市委員会から提出を受けた証拠物件からは、開票事務に係る一連の手続は適正に執行されたと認めることが相当であり、有効得票数の算定や無効投票の判定について過誤があると疑うに足る具体的な事実は何ら確認することはできなかった。

なお、証人尋問を行った6人からは、いずれも開票事務は円滑に行われ、特に気付いた点や不審な点などはなかった旨の証言が得られている。

したがって、本件選挙の選挙会において、各候補者の得票数の算定の決定が適法に行われたものと認められる。

2 本件選挙における全投票を数え直す必要性について

一般に、当選の効力に関する争訟を審理する選挙管理委員会が、決定に至る過程においていかなる手続を選択するかについては、その合目的裁量に委ねられている（平成17年12月20日仙台高等裁判所判決）ところ、本件選挙における全投票の開披調査（以下「開披調査」という。）を実施するか否かについても、当該選挙管理委員会の裁量に委ねられていると解される。

これを踏まえ、当委員会は、審査申立人から請求のあった開披調査の実施の要否について、次のとおり判断する。

昭和28年2月17日東京高等裁判所判決及び平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決によると、法第206条において規定する当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（以下「当選争訟」という。）は、選挙そのものが有効に行われたことを前提として、当選人の決定が違法であること、すなわち、①当選人を決定した機関の構成や決定手続に違法があること、②各候補者の有効得票数の算定に違法があること、③当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみを主張して、争うものであると解されている。

すなわち、本件選挙においては、本件当選人らの得票数の算定に違法があることを主張し、本件当選人らの当選が無効であるかどうかを争うものである。

審査申立人は、本件当選人ら6人を当選無効の対象とすること、この6人のうち誰かが不正を行っているとは全く考えていないことを反論書で主張しているところ、上記1のとおり、本件選挙における有効無効の判定及び各候補者の得票数の算定は適正かつ適法に行われており、本件当選人らの当選を無効とするに足る具体的な事実は何ら確認できなかった。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。

審査申立人は、審査申立書、反論書及び口頭意見陳述において、他の都道府県選挙管理委員会等の事例や様々な理由を挙げ開披調査を求めているが、審査申立人の主張するところは要するに、審査申立人の獲得した票が他の候補者の有効投票又は無効投票の中に紛れているのではないかというものである。

しかし、審査申立人からは、そうした疑念に関する具体的な事実の適示やその主張を裏付ける立証はなかった。

また、審査申立人は、本件選挙において無効投票が多過ぎることや中間速報の推移に不自然な点があること、市委員会が証人尋問を行った2人の開票事務従事者は証人尋問をするための人選として不適格と思われること、市委員会が審査申立人に対し虚偽の説明を行ったことなどを主張する。

しかし、そのような審査申立人の主張を裏付ける具体的な事実を確認できず、また、当該主張の真偽は本件選挙における当選の効力に何ら影響を及ぼすものではない。

このような状況を勘案すると、開披調査をするまでもなく、審査申立人の主張は、

得票順位に異動が生じる可能性への期待と開披調査を実施しなかった市委員会への不満に基づく憶測の域を出ないものであって、容認することはできない。

したがって、審査申立人の求める開披調査を実施するに足る正当な事由があるとは認められない。

3 結論

よって、審査申立人の主張はいずれも理由がないことから、これを棄却することとして、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和6年10月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委員 尾 前 健 三

委員 菅 克 己

委員 西 山 淳 次

証拠物件提供者一覧

番号	提供者
1	坂戸市選挙管理委員会
2	県選挙管理委員会
3	当選人（吉原）
4	当選人（鎚木）
5	当選人（中島）
6	当選人（波多野）
7	審査申立人

証拠物件等一覧

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
1	令和6年6月26日	令和6年6月26日	坂戸市選挙管理委員会	坂戸市議会議員一般選挙候補者証明	
2	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	弁明書	
3	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	当該選挙の期日及び選挙すべき議員数の告示	
4	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	当該選挙に係る立候補届出の告示	
5	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	当該選挙に係る選挙録	
6	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	当該選挙に係る当選人の告示	
7	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	当該選挙に係る異議申出書	
8	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	当該選挙に係る異議の申出に対する決定書	
9	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	審査申立人の住民票	
10	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	開票事務従事者説明会に係る資料	
11	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	令和2年4月12日執行坂戸市議会議員一般選挙選挙録	
12	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	令和2年4月12日執行坂戸市議会議員一般選挙投開票結果	
13	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	平成28年4月17日執行坂戸市議会議員一般選挙選挙録	
14	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	平成28年4月17日執行坂戸市議会議員一般選挙投開票結果	
15	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	平成24年4月15日執行坂戸市議会議員一般選挙投開票結果	
16	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	口頭意見陳述結果記録書	
17	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	質問結果記録書	
18	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	証人調書（庶務係）	
19	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	証人調書（問題票審査係）	
20	令和6年7月11日	令和6年7月11日	坂戸市選挙管理委員会	選挙立会人に対する諸注意及び開票手順当の説明原稿	
21	令和6年7月25日	令和6年7月23日	当選人（吉原）	意見書	
22	令和6年7月26日	令和6年7月26日	当選人（鍋木）	意見書	
23	令和6年7月26日	令和6年7月26日	当選人（中島）	意見書	
24	令和6年7月26日	令和6年7月26日	当選人（波多野）	意見書	
25	令和6年7月26日	令和6年7月26日	審査申立人	反論書	
26	令和6年7月29日	令和6年7月24日	坂戸市選挙管理委員会	選挙立会人となるべき者の届出書（小川未奈子）	
27	令和6年7月29日	令和6年7月24日	坂戸市選挙管理委員会	選挙立会人となるべき者の届出書（弓削勇人）	
28	令和6年7月29日	令和6年7月24日	坂戸市選挙管理委員会	選挙立会人となるべき者の届出書（小澤弘）	
29	令和6年7月29日	令和6年7月24日	坂戸市選挙管理委員会	選挙立会人となるべき者の届出書（綿貫正寿）	
30	令和6年7月29日	令和6年7月24日	坂戸市選挙管理委員会	選挙立会人となるべき者の届出書（牧野裕二）	

告示

埼玉県選管告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和六年十月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
身体障害者 支援施設	社会福祉法人社会福祉事業団 皆光園	埼玉県深谷市小前田二千六百九 十一番地

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号（令和六年五月七日第五百十二号）
中訂正

ページ 表中

二 指定に係る道路の位置

誤

埼玉県比企郡小川町大字小川字新明川原三百二十四番十三、三百二十六番一

正

埼玉県比企郡小川町大字小川字神明川原三百二十四番十三、三百二十六番一

正 誤

埼玉県告示第四百五十六号（令和六年四月二十三日第五百九号）中訂正

ページ 行

二 前から三及び四

誤

契約電力従量電灯 B7, 470 アンペア、従量電灯 C1, 003 キロボルトアンペア、

低圧電力 134 キロワット

正

契約電力従量電灯 B7, 540 アンペア、従量電灯 C1, 101 キロボルトアンペア、

低圧電力 182 キロワット

正 誤

埼玉県告示第四百五十七号（令和六年四月二十三日第五百九号）中訂正

ページ 行

二 前から三及び四

誤

契約電力 7,527 キロワット 予定使用電力量 26,984,132 キロワット時

正

契約電力 8,178 キロワット 予定使用電力量 27,316,656 キロワット時

ページ 行

三 前から二十六

誤

令和6年6月14日（水）

正

令和6年6月13日（木）

ページ 行

三 前から三十

誤

令和6年6月13日（火）

正

令和6年6月12日（水）

ページ 行

三 前から三十四

誤

令和6年6月14日(水)

正

令和6年6月13日(木)

ページ 行

四 前かゝ四

誤

令和6年6月14日(水)

正

令和6年6月13日(木)

ページ 行

四 前かゝ十一

誤

令和5年6月7日(水)

正

令和6年6月6日(木)